

所沢市 建築物省エネ法関係手数料 抜粋

表 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定

区分		金額 [円]		
		標準計算法 1	仕様基準 2	仕様・計算併用 3
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	40,000	20,000	29,000
	200㎡以上のもの	44,000	22,000	33,000
住宅用途を含む 建築物の 住宅部分	300㎡未満のもの	80,000	38,000	59,000
	300㎡以上2,000㎡未 満のもの	135,000	66,000	100,000
	2,000㎡以上5,000㎡ 未満のもの	230,000	121,000	175,000
	5,000㎡以上のもの	330,000	183,000	256,000
		標準入力法 4	モデル建物法 5	
非住宅用途を含 む建築物の 非住宅部分	300㎡未満のもの	267,000	102,000	
	300㎡以上1,000㎡未 満のもの	334,000	130,000	
	1,000㎡以上2,000㎡ 未満のもの	432,000	171,000	
	2,000㎡以上5,000㎡ 未満のもの	616,000	277,000	
	5,000㎡以上10,000 ㎡未満のもの	759,000	362,000	
	10,000㎡以上25,000 ㎡未満のもの	898,000	435,000	
	25,000㎡以上のもの	1,024,000	510,000	

1：基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの。

2：基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの。

3：基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準並びに基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める規準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用するもの。

4：基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの。

5：基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの。

基準省令：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

表2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更

区分		金額 [円]		
		標準計算法 1	仕様基準 2	仕様・計算併用 3
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	20,000	10,000	14,500
	200㎡以上のもの	22,000	11,000	16,500
住宅用途を含む建築物の住宅部分	300㎡未満のもの	40,000	19,000	29,500
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	67,500	33,000	50,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	115,000	60,500	87,500
	5,000㎡以上のもの	165,000	91,500	128,000
		標準入力法 4	モデル建物法 5	
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300㎡未満のもの	133,500	51,000	
	300㎡以上1,000㎡未満のもの	167,000	65,000	
	1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	216,000	85,500	
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	308,000	138,500	
	5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	379,500	181,000	
	10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	449,000	217,500	
	25,000㎡以上のもの	512,000	255,000	

1：基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの。

2：基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの。

3：基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準並びに基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める規準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用するもの。

4：基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの。

5：基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの。

基準省令：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

表3 軽微な変更の該当証明

区分		金額 [円]		
		標準計算法 1	仕様基準 2	仕様・計算併用 3
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	20,000	10,000	14,500
	200㎡以上のもの	22,000	11,000	16,500
住宅用途を含む建築物の住宅部分	300㎡未満のもの	40,000	19,000	29,500
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	67,500	33,000	50,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	115,000	60,500	87,500
	5,000㎡以上のもの	165,000	91,500	128,000
		標準入力法 4	モデル建物法 5	
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300㎡未満のもの	133,500	51,000	
	300㎡以上1,000㎡未満のもの	167,000	65,000	
	1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	216,000	85,500	
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	308,000	138,500	
	5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	379,500	181,000	
	10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	449,000	217,500	
	25,000㎡以上のもの	512,000	255,000	

1：基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの。

2：基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの。

3：基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準並びに基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める規準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用するもの。

4：基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの。

5：基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの。

基準省令：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令